

本会議から付託された案件 1 件を審査するため、5月10日に厚生委員会を開催しました。

● 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて ●

(総社市国民健康保険税条例の一部改正について)

～内容～

関係法律の公布による、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例が設けられたことに伴う総社市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で承認すべきであると決定。

～質疑～

問：該当者はいるのか。

答：現時点ではないが、今後転入者がいれば可能性はある。

問：今回の改正は東日本大震災に限定されているが、竜巻など想定外の被害に遭った場合にはどうなるのか。

答：今回の改正は、従来から3年の延長の規定はあり、東日本大震災に限定して7年に延長したもので、3年の延長の対象にはなる。